畜産高度化支援リース再貸付手数料交付要領

平成24年9月14日24環機第549号 制定

第1　リース事業再貸付手数料

財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）は、借受団体又は受託団体（以下「借受団体等」という。）に対し、貸付施設等の貸付に関する事務等に要する経費につき、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料（以下「手数料」という。）を交付する。

第2　手数料の交付

1　手数料の額

手数料の年額（消費税込み）は、貸付契約ごとに次に掲げる金額の合計額を貸付期間の年数で除して得た金額とする。

(1) 基礎定額　　10,000円

(2) 加算額

当該貸付契約に係る貸付期間を通じた付加貸付料の合計額に、直接リース方式にあっては0.14、間接リース方式にあっては0.15を乗じて得た額

2　手数料の支払方法

(1) 手数料の支払回数は、貸付年数と同じ回数を限度とする。

(2) 手数料の支払期日は、貸付料等の支払が年1回払いにあっては、毎年3月末日までに貸付料等の納入があった貸付契約については4月末日、9月末日までに貸付料等の納入があった貸付契約については10月末日とする。

(3) 貸付料等の支払が年4回払いの場合は、第1回目の納入があったとき及びその後4回目ごとの貸付料等の納入日を基準として、(2)の規定を適用する。

(4) 貸付料等（借受者が負担すべき保険料を含む。）の納入が遅延した場合は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、(2)及び(3)の規定を適用する。

3　手数料を支払わない場合

（1）貸付料等の納入の繰延、猶予等により貸付料の納入がなかった期間については、手数料は支払わない。

（2）貸付契約の解除その他の理由により貸付契約が失効した場合、その日以降に手数料の計算の基準日が到来する手数料は支払わない。

第３　その他

借受団体等が業務方法書、各事業の実施要領又は貸付契約書（再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。）に違反したときは、手数料の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

附　則

1　この要領は、平成24年10月1日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。

2　再貸付手数料等交付要領（昭和53年9月14日53畜環第582号）の一部を次のように改正する。

第4中「3月」を「4月」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

3　この要領は、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料交付要領（平成24年9月14日24環機第549号）の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。